

○厚生労働省令第百二十五号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条、第九十八条及び第一百一条、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十二条第一項及び第五項、第百五条並びに第百十条、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任意単独被保険者の資格取得認可の申請)</p> <p>第四条 法第十条第一項の規定による被保険者（以下「任意単独被保険者」という。）の資格の取得の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 個人番号(基礎年金番号)を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号)</p> <p>二 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>二・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請)</p> <p>第五条の二 法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。以下同じ。）の同項の規定による資格取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 個人番号(基礎年金番号)を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号)</p> <p>二 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>2・四 (略)</p> <p>3 法附則第四条の五第一項の規定による被保険者の資格の取得の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 個人番号(基礎年金番号)を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号)</p>	<p>(任意単独被保険者の資格取得認可の申請)</p> <p>第四条 法第十条第一項の規定による被保険者（以下「任意単独被保険者」という。）の資格の取得の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 個人番号又は基礎年金番号</p> <p>二 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>二・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請)</p> <p>第五条の二 法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。以下同じ。）の同項の規定による資格取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 個人番号又は基礎年金番号</p> <p>二 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>2・四 (略)</p> <p>3 法附則第四条の五第一項の規定による被保険者の資格の取得の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 個人番号又は基礎年金番号</p>

二〇四 (略)
4 (略)

(被保険者の資格取得の届出)
第十五条 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の規定による船員被保険者の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に船員保険の被保険者の資格を取得したことにより、船員保険法施行規則第六条の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一・二 (略)

二の二 被保険者の個人番号(基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号)

三〇六 (略)

4〇6 (略)

(裁定の請求)

第六十条 遺族厚生年金(厚生労働大臣が支給するものに限る。第八十九条の二を除き、以下同じ。)について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一 (略)

一の二 個人番号(基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号)

二〇四 (略)

2〇7 (略)

(胎児の出生による裁定の請求の特例)

第六十条の二 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児

二〇四 (略)
4 (略)

(被保険者の資格取得の届出)
第十五条 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の規定による船員被保険者の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に船員保険の被保険者の資格を取得したことにより、船員保険法施行規則第六条の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一・二 (略)

二の二 被保険者の個人番号又は基礎年金番号

三〇六 (略)

4〇6 (略)

(裁定の請求)

第六十条 遺族厚生年金(厚生労働大臣が支給するものに限る。第八十九条の二を除き、以下同じ。)について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一 (略)

一の二 個人番号又は基礎年金番号

二〇四 (略)

2〇7 (略)

(胎児の出生による裁定の請求の特例)

第六十条の二 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児

であつた子が出生したことによる遺族厚生年金について、法第十三条の規定による裁定を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならぬ。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合は、この限りでない。

一 (略)

一の二 個人番号

一の三 被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の氏名、生年月日及び住所並びに個人番号又は基礎年金番号

二・三 (略)

2・3 (略)

であつた子が出生したことによる遺族厚生年金について、法第十三条の規定による裁定を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならぬ。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合は、この限りでない。

一 (略)

(新設)

一の二 被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の個人番号又は基礎年金番号

二・三 (略)

2・3 (略)

(国民年金法施行規則の一部改正)

第二条 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

(資格取得の届出)

第一条の四 法第十二条第一項の規定による第一号被保険者（法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長（特別区にあつては、区長とする。第二章第一節を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければならない。ただし、二十歳に達したことにより第一号被保険者の資格を取得する場合であつて、厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該第一号被保険者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより二十歳に達した事実を確認できるときは、この限りでない。

一（三）（略）

四 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）（基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号）

2 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者（法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。）の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによつて行わなければならない。

一（三）（略）

改正前

(資格取得の届出)

第一条の四 法第十二条第一項の規定による第一号被保険者（法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長（特別区にあつては、区長とする。第二章第一節を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければならない。ただし、二十歳に達したことにより第一号被保険者の資格を取得する場合であつて、厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該第一号被保険者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより二十歳に達した事実を確認できるときは、この限りでない。

一（三）（略）

四 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は基礎年金番号

2 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者（法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。）の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによつて行わなければならない。

一（三）（略）

四 個人番号（基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号）

五〇七（略）

3（略）

（資格取得の申出）

第二条 法附則第五条第一項、平成六年改正法附則第十一条第一項又は平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による被保険者の資格の取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一〇三（略）

四 個人番号（基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号）

五〇七（略）

2（略）

（裁定の請求）

第三十九条 法第十六条の規定による遺族基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一（略）

一の二 個人番号（基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号）

二〇七（略）

2〇七（略）

（裁定の請求の特例）

第四十条 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。ただし、

四 個人番号又は基礎年金番号

五〇七（略）

3（略）

（資格取得の申出）

第二条 法附則第五条第一項、平成六年改正法附則第十一条第一項又は平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による被保険者の資格の取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一〇三（略）

四 個人番号又は基礎年金番号

五〇七（略）

2（略）

（裁定の請求）

第三十九条 法第十六条の規定による遺族基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一（略）

一の二 個人番号又は基礎年金番号

二〇七（略）

2〇七（略）

（裁定の請求の特例）

第四十条 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。ただし、

被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子はその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合は、この限りでない。

一 (略)

一 の二 個人番号(基礎年金番号)を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号)

一 の三 被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の氏名、生年月日及び住所並びに個人番号又は基礎年金番号

二・三 (略)

2
5
6

(略)

被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子はその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合は、この限りでない。

一 (略)

一 の二 個人番号又は基礎年金番号

一 の三 被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の個人番号又は基礎年金番号

二・三 (略)

2
5
6

(略)

(健康保険法施行規則の一部改正)

第三条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(被保険者の資格取得の届出) 第二十四条 法第四十八条の規定による被保険者(任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九条、第三十五条の二から第三十六条の二まで及び第四十二条において同じ。)の資格の取得に関する届出は、当該事実があつた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した様式第三号又は様式第三号の二による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合(第十一号において「被保険者等」という。)(様式第三号の二によるものである場合にあっては、機構)に提出することによって行うものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 被保険者の個人番号(協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときであつて、当該被保険者が基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号。第五項において同じ。)</p> <p>六 十一 (略)</p> <p>二 五 (略)</p>	<p>(被保険者の資格取得の届出) 第二十四条 法第四十八条の規定による被保険者(任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九条、第三十五条の二から第三十六条の二まで及び第四十二条において同じ。)の資格の取得に関する届出は、当該事実があつた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した様式第三号又は様式第三号の二による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合(第十一号において「被保険者等」という。)(様式第三号の二によるものである場合にあっては、機構)に提出することによって行うものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 被保険者の個人番号(協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、個人番号又は基礎年金番号。第五項において同じ。)</p> <p>六 十一 (略)</p> <p>二 五 (略)</p>

(船員保険法施行規則の一部改正)

第四条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

(被保険者の資格取得の届出)

第六条 法第二十四条の規定による被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。以下この条、第十四条、第二十三条の二から第二十五条まで及び第三十条において同じ。)の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を日本年金機構(以下「機構」という。)に提出することによって行うものとする。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者(第一号厚生年金被保険者に限る。以下同じ。)の資格を取得したときは、第三種被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。以下同じ。)に該当することの有無及び厚生年金保険の被保険者であったことの有無を付記しなければならない。

一 (略)

二 被保険者等記号・番号及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)(基礎年金番号(国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。))を有する者にあっては、被保険者等記号・番号及び個人番号又は基礎年金番号)

三 〃六 (略)

2 〃5 (略)

改正前

(被保険者の資格取得の届出)

第六条 法第二十四条の規定による被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。以下この条、第十四条、第二十三条の二から第二十五条まで及び第三十条において同じ。)の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を日本年金機構(以下「機構」という。)に提出することによって行うものとする。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者(第一号厚生年金被保険者に限る。以下同じ。)の資格を取得したときは、第三種被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。以下同じ。)に該当することの有無及び厚生年金保険の被保険者であったことの有無を付記しなければならない。

一 (略)

二 被保険者等記号・番号及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は基礎年金番号(国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。))

三 〃六 (略)

2 〃5 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。